



滋 中 第 6 5 1 号  
平成 30 年(2018 年) 8 月 22 日

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部長 様

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課長



しが空き店舗情報サイト「AKINAIしが」への物件の登録について（依頼）

平素は、本県商業振興施策の推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、商店街等の空き店舗の有効活用と小規模事業者の創業を促進することを目的に、平成26年2月に県内商店街等の空き店舗情報と創業支援情報を発信しマッチングを促進するウェブサイト「しが空き店舗情報サイト「AKINAIしが」」をオープンし、運営しています。

当事業の実施に当たっては、貴本部と本県とが「商店街等空き店舗活用マッチング支援事業の連携・協力に関する協定」を締結し、貴本部会員への事業の周知・広報、加盟会員の当サイトへの物件登録の促進等、当事業の円滑かつ効果的な事業の実施に御協力をいただいているところで

す。  
こうした御協力の下、多数の物件を御登録いただいております、最近の登録物件数は130件前後となっており、当サイトへの年間アクセス数は約2万6千となっています。マッチングツールとしての成果とともに、登録物件の紹介にも大いに寄与できているものと考えています。

当サイトでは、物件の紹介に加えて、開業しようとする方に役立つ情報の掲載も掲載しています。また、当サイトの登録物件は、県制度融資の政策推進資金（空き家・空き店舗再生枠）の対象物件となっており、貴会員の皆様にメリットを感じていただける特徴があります。

空き店舗の解消に役立つツールとしてより効果を発揮するためには、できるだけ多くの物件の登録が重要ですので、こうしたメリットも踏まえ、貴本部会員様に当事業について御周知いただき、「AKINAIしが」へ多数の物件が登録されますよう、引き続き御協力をお願い申し上げます。

**【担当】**

滋賀県中小企業支援課 商業支援係：佛性(フツシヨウ)

TEL：077-528-3731 FAX：077-528-4871

滋賀県商工会連合会 経営支援課：広瀬

TEL：077-511-1470 FAX：077-523-3733





不動産事業者のみなさまへ

しが空き店舗情報サイト

# AKINAIしが

空き店舗の有効活用と創業を促進することを目的としたウェブサイトです。  
ぜひご利用ください。

あなたの物件、  
ご登録ください。

## ■登録・利用料無料！

仲介手数料などかかりません。

## ■有利な融資制度の対象に！

掲載物件は滋賀県の政策推進資金の対象になり、  
借り主の方のメリットになります。  
(ご利用にあたっては、事業経歴などの要件があります。)

## ■Webで簡単登録！

最短でその日のうちにご利用いただけます。

AKINAIしが

検索



<http://www.akinai-shiga.jp/>

運営：滋賀県商工会連合会

お問い合わせ

■滋賀県商工会連合会 077-511-1470

■滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 077-528-3731



空き家・空き店舗を活用して事業を行う中小企業の皆さんを応援します！

## 滋賀県制度融資のご案内

# 政策推進資金（空き家・空き店舗再生枠）

県内で増加している空き家・空き店舗の活用を進めるため、空き家・空き店舗を改修して事業を行う場合にご利用いただける制度融資を設けています。

資金使途 (※1)	<p>新たに空き家・空き店舗を改修し、事業を行うために必要な設備資金・運転資金（建物の改修が必須となるため、運転資金のみのご利用はできません。）</p> <p>【対象となる建物】</p> <p>○空き家は、次の「空き家バンク」に登録している物件</p> <p><b>対象となる空き家バンク（平成30.4.1現在）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大津百町・町家じょうほうかん</li> <li>・小江戸ひこね町屋情報バンク</li> <li>・長浜市空き家バンク</li> <li>・おうみはちまん町家情報バンク</li> <li>・草津市空き家情報バンク</li> <li>・甲賀市空き家バンク</li> <li>・高島市空き家紹介システム</li> <li>・東近江市空き家バンク</li> <li>・まいばら空き家対策研究会空き家バンク</li> <li>・日野町空き家情報登録制度</li> <li>・多賀町空き家情報バンク制度</li> </ul> <p>○空き店舗は、滋賀県商工会連合会が運営する空き店舗情報サイト「AKINAIしが」に登録している物件</p>
融資対象者 (※2)	<p>空き家・空き店舗を拠点に事業を行う中小企業者、協同組合等 （開業前～開業後6か月未満の方は「開業資金」をご利用ください。）</p>
融資限度額 (※3)	2,500万円
融資利率 (※4)	年1.25%
信用保証料 (※5)	<p>必要に応じて保証協会保証付き 保証料率 年0.45%～1.90%</p>
融資期間 (※6)	<p>設備資金10年以内（据置2年以内） 運転資金 5年以内（据置1年以内）</p>
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる
受付機関	各商工会議所・各商工会・中小企業団体中央会
取扱金融機関	<p>滋賀銀行、関西アーバン銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合</p>

※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※3 融資限度額内であれば、同一年度内の複数回の利用が可能です。

※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。

※5 有担保の場合は0.1%の割引があります。

※6 融資期間は1年以上となります。

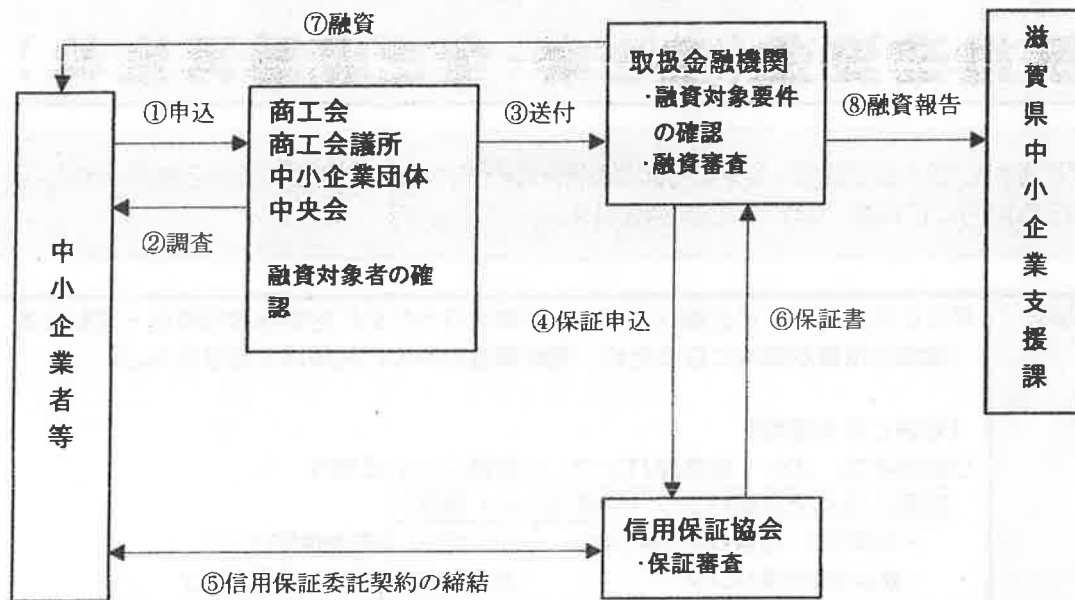
（特記事項）

上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。

また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

## 政策推進資金(空き家・空き店舗再生枠) 融資の流れ

融資を希望される場合は、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会にお申し込みください。



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

## しが金融ホットライン

融資に関するご相談など  
中小企業の皆様の声をお聞きます！  
また、県の融資制度等について  
具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3732

### ※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただきますことがあります。
- 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただきますことがあります。  
なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

### お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871